

企業等の人事担当者 様

島根大学教育・学生支援機構大学教育センター

2020年度本学卒業・修了予定者の就職・採用活動についてお願い

1. 2020年度就職・採用活動において特に留意をお願いしたい事項について

(1) 就職・採用活動開始時期等について

以下の就職・採用活動日程の遵守をお願いします。

広 報 活 動 開 始：卒業・修了年度に入る直前の3月1日以降

採用選考活動開始：卒業・修了年度の6月1日以降

正 式 内 定 日：卒業・修了年度の10月1日以降

※本学の「学校推薦書」は卒業・修了年度の6月1日以降に発行いたします。

(2) 「企業説明会」の取扱いについて

卒業・修了前年度3月1日より前は、「企業説明会」※に対して会場提供や協力を行いません。

また、3月1日以降に広報活動として「企業説明会」を実施する場合であっても、参加の有無がその後の選考に影響しないことを学生に対して明示してください。

※「企業説明会」とは「会社説明会」、「学内セミナー」等の名称に関わらず、採用を目的として事前に採用予定数や選考スケジュールなどの採用情報を広く学生等に発信するための説明会を指します。

(3) 採用選考活動が学業等の妨げにならないために必要な配慮等について

授業、試験、留学、教育実習等と採用選考活動が重複する場合には、学生からの求めに応じ、個別的な採用選考日時の変更などの対応をお願いします。

また、土日祝日や平日の夕方の活用も取り入れるなど、学生の学修環境を損なうことのないように極力柔軟な対応をお願いします。

(4) 学生の応募書類及び採用選考活動における評価について

就職差別につながる恐れのある項目を含む「会社指定書類」《エントリーシート等を含む》、「戸籍謄（抄）本」、「住民票」等の提出を求めないでください。

また、面接においても同様に就職差別につながる恐れのある内容の質問等をしないでください。

卒業・修了前年度までの学業成果を表す書類（成績証明書や履修履歴等）を面接において活用するなど、学生の学業への取組状況を含めて適切に学生を評価してください。

(5) 職業の選択の自由を妨げる行為やハラスメント的な行為の自粛について

必要な人材確保に熱心になるあまり、

- ① 正式内定開始日前に内定承諾書、誓約書をはじめとした内定受諾の意思確認書類の提出を求めること
 - ② 6月1日以降の採用選考活動時期に学生を長時間拘束するような選考会や行事等を実施すること
 - ③ 自社の内々定と引き替えに、他社への就職活動を取りやめるよう強要すること
- 等の学生の職業選択の自由を妨げる行為や、学生の意思に反して就職活動の終了を強要するようなハラスメント的な行為は厳に慎んでください。

2. 就職・採用活動の公平・公正の確保への配慮等について

(1) 雇用の機会均等について

就職・採用活動は、男女雇用機会均等法及びその指針の趣旨や障害者雇用促進法等に則って行われるよう徹底してください。特に、総合職採用における女子学生への配慮や、障がいのある学生への適切な対応、あるいは学生が持つ多様性の尊重など、採用活動における適切な対応をお願いします。

また、日本人海外留学生や外国人留学生を対象とした採用活動を行っている企業は、様々な募集の機会について広報をお願いします。

(2) インターンシップについて

インターンシップとは、一般に「学生が在学中に自らの専攻、将来のキャリアに関連した就業体験を行うこと」と捉えられており、その実施にあたっては、「インターンシップの推進に当たっての基本的考え方」¹等を踏まえた、適切な内容にしてください。

実施にあたっては、以下の点に留意をお願いします。

- ① 広報活動開始前に「インターンシップ」と称した会社説明会や実質的な選考活動とも捉えられるような行事等は慎むこと。
- ② 現在、インターンシップとして行われているプログラムの中には、1日限りで実質的に就業体験を伴わず企業説明の場となっているものもあることから、このようなプログラムはインターンシップと称さず、実態にあった別の名称を用いること（当然、それらのプログラムの目的が広報活動であれば3月以降に、採用選考活動であれば6月以降に行うべきこと。）。
- ③ インターンシップの教育的効果を高めるため、大学等との連携の下、可能な限り長期間（正規の教育課程としてのインターンシップであれば5日間以上）のインターンシップを実施すること。

¹ 「インターンシップの推進に当たっての基本的考え方」（平成27年12月10日一部改正 文部科学省，厚生労働省，経済産業省）（抜粋）

インターンシップと称して就職・採用活動開始時期前に就職・採用活動そのものが行われることにより、インターンシップ全体に対する信頼性を失わせるようなことにならないよう、インターンシップに関わる者それぞれが留意することが、今後のインターンシップの推進に当たって重要である。

- ④ 学生の学業を妨げることがないようにその実施時期に十分配慮し、原則として夏休み、冬休み、春休みなど授業のない時期、曜日、時間帯で実施すること。
- ⑤ 原則、インターンシップの募集等で得られた学生の属性などの個人情報を採用選考目的に利用しないこと。

(3) 大学等の所在地等への配慮について

大学等の所在地や学生の居住地が遠方である場合などは、それが採用選考において不利とならないよう配慮してください。

2020年度は東京オリンピック・パラリンピックの開催が予定されているため、面接や試験の実施に際して、地方の学生が宿泊施設を手配する際に困難を伴うこと等の事態も想定される。ついては、学生個々の事情に十分配慮して、採用選考に柔軟な対応を行ってください。

(4) 学生の健康状態への配慮について

採用選考活動の実施時期が梅雨や夏季に当たるため、学生のクールビズ等への配慮を明示してください。

(5) 卒業・修了後3年以内の既卒者の取扱いについて

意欲や能力を有する若者に応募の機会を広く提供する観点から、若者雇用促進法に基づく指針の趣旨を踏まえつつ、自社の実情や採用方針に則って、大学等の卒業・修了者が、卒業・修了後少なくとも3年間は新規卒業・修了予定者の採用枠に応募できるような募集条件を設定するなど、ご対応をお願いします。

以上